



健康保険証とマイナンバーカードの一体化(マイナ保険証)について

すでにマイナ保険証での受診が始まっていますが、従来の健康保険証が廃止されることになりました。今回は廃止後の経過措置の取り扱いと、新たに発行される書類等について取り上げます。

▼従来の健康保険証の経過措置の取り扱いについて▼



- ◆従来の健康保険証は、令和6年12月2日に廃止されます。(経過措置として、令和7年12月1日まで使用できます。)
- ◆令和7年12月1日までに退職で使用できなくなった保険証は、従来通り回収が必要です。
- ◆令和7年12月2日以降については、保険証の自己廃棄も可能です。詳しくは、次の一覧表をご覧ください。



従来の保険証の経過的取り扱い一覧

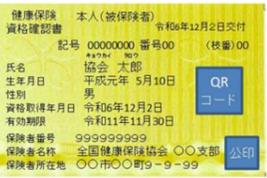
新規発行は、令和6年11月29日(金)までです。

	従来の健康保険証			
	使用	新規発行	退職時等の回収	自己廃棄
R6.11.29 まで	可	可	必要(従来通り)	不可(従来通り)
R6.11.30~R7.12.1	可	不可	必要(従来通り)	不可(従来通り)
R7.12.2 以降	不可	不可	不要	可



▼新たに発行される書類等について▼

名称	形状	取得方法	届く場所	使用目的	使用方法
資格情報のお知らせ	紙製カード型 	・資格取得時に送付されます。(申請不要) ・既存加入者に対しては、令和6年9月発送予定です。(一部の方は令和7年1月発送予定)	事業所	・カードリーダーが使えない医療機関を受診するとき ・給付金の申請をする場合に、健康保険の記号・番号を確認するとき	マイナ保険証と資格情報のお知らせの両方を医療機関に提示します。 (資格情報のお知らせのみでは受診できません。)

名称	形状	取得方法	届く場所	使用目的	使用方法
資格確認書	従来の健康保険証と同じプラスチックカード(色は黄色) 	【新規加入者】 令和6年12月2日以降、資格取得時に申請します。(※1) 【既存加入者】 令和7年12月2日以降、職権で発行されます。(※2)	事業所	マイナ保険証をお持ちでない方が、医療機関を受診するとき	医療機関に提示

- (※1)新規加入時に申請がなかった方で、マイナ保険証をお持ちでない方などには、申請によらず資格確認書が発行されます。相当な期間を要することから、ご希望の方は、入社手続きのご依頼の際にお申し出ください。
- (※2)資格確認書は、マイナ保険証をお持ちでない方に発行されます。マイナ保険証をお持ちの方が、発行を希望した場合の取り扱いについては、まだ決まっておりません。

資格確認書希望の有無について、入社時にご確認をお願いします。

▼新たに発行される書類の有効期限や退職時等の回収について▼

名称	有効期限	退職時等の回収	自己廃棄
資格情報のお知らせ	資格喪失するまで	不要	可
資格確認書	4~5年	必要 (有効期限内に退職した場合)	可 (有効期限切れの場合)



《筆者：黒澤》

お知らせ

◇標準報酬月額の改定

算定基礎届提出後の標準報酬月額が9月分保険料(10月分納付分)より改定になります。各人ごとの保険料については、順次担当よりお知らせいたします。8月または9月に随時改定が行われた方については随時改定が優先されます。



◇最低賃金について

令和6年10月1日より、栃木県の最低賃金が1,004円に改定されます。日給者、月給者についても最低賃金を下回らないように見直しをお願いいたします。

◇令和6年度被扶養者資格再確認について(協会けんぽ適用事業所)

令和6年10月上旬から「被扶養者状況リスト」にて被扶養者資格の再確認が実施されます。

今年度は、新たに被扶養者の収入要件である130万円(60歳以上は180万円)を超過していること等を特定し、あらかじめ「被扶養者状況リスト」に確認区分として記載されてくる予定です。

健康保険被扶養者状況リスト (協会提出用)

被保険者整理番号	被保険者氏名	被扶養者氏名	被扶養者生年月日	続柄	変更なし		確認区分		被扶養
					被保険者と別居している	海外に在住している	同居	収入超過	
1	健保 太郎	健保 一郎	S25.1.1	父	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	同居		
1		健保 花子	S56.12.12	配偶者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		収入超過	

確認区分欄には、確認不要の場合を除き、いずれかの確認区分を印字する。

企業の経営者の皆様を全力投球で応援致します

社会保険労務士法人 鍋島事務所

〒321-0923 宇都宮市下栗町2750-2

TEL: 028-635-9752 FAX: 028-635-9298

ホームページ <http://www.nabeshima-sr.or.jp>

E-mail: nabeshima@nabeshima-sr.or.jp

